

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 443

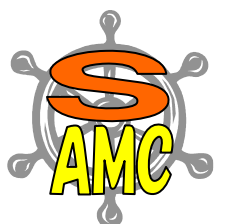
2024年 4 月号 APRIL



今月のお知らせ

社会保険料率に変更されています。事務処理に気を付けてください。

- ✂ 4月から変わります・変わっています
- ✂ 4月から相続登記の申請が義務化
- ✂ 定額減税のパンフレットが届いています
- ✂ はしやすめ ・「酒は百薬の長」は本当？
- ✂ 税務まめ辞典 ・交際費から除外される飲食費の金額基準



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

4月から変わります・変わっています

令和6年3月分(4月納付分)より長崎県の健康保険・介護保険の料率を変更されています

- 健康保険料率 10.21% → 10.17% (労使折半5.085%ずつ)
- 介護保険料率 1.82% → 1.60% (労使折半0.8%ずつ)
- 子ども・子育て拠出金 0.36% (全額事業主負担) ※変更なし

雇用保険料率は昨年と変わりありません

- 一般事業 15.5/1000 (労働者負担 6/1000 事業主負担 9.5/1000)
- 建設 18.5/1000 (労働者負担 7/1000 事業主負担 11.5/1000)
- 農林水産 17.5/1000 (労働者負担 7/1000 事業主負担 10.5/1000)

個人に係る保険料

- 国民年金保険料 月額16,520円 → 16,980円 (460円増)
- 国民健康保険税 (長崎市の場合) 上限合計104万円 → 106万円
 - ・基礎課税額 所得割率 9.3% (上限65万円) → 9.3% (上限65万円)
 - ・後期高齢者支援 所得割率 3.3% (上限22万円) → 3.3% (上限24万円)
 - ・介護保険分 所得割率 2.7% (上限17万円) → 2.7% (上限17万円)
- 後期高齢者医療保険料 (長崎市の場合)
 - ・所得割率 9.03% (上限66万円) → 10.31% (上限80万円)
 - ・均等割額 49,400円 → 52,400円
- 介護保険料 (長崎市の場合)
所得に応じて年間24,500円~163,200円の10段階 → 23,300円~195,800円の13段階

在職老齢年金の支給停止額の見直し

これまで老齢厚生年金の基本月額と給与等の総報酬月額相当額との合計が「48万円」を上回る場合に年金の支給停止がなされていましたが4月以降は「50万円」に変更されています。

建設業・運送業・医師の時間外労働の上限規制が適用

建設業	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として月45時間、年360時間以内(限度時間)○ 臨時的な特別な事情がある場合でも月100時間未満、年720時間(休日労働含む)○ 複数月平均80時間以内(休日労働含む)、限度時間(月45時間)を超えて時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度※ 災害時における復旧及び復興の事業には適用されない
運送業	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として月45時間、年360時間以内(限度時間)○ 臨時的な特別な事情がある場合でも年間の時間外労働の上限が年960時間以内※ 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されない※ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されない
医師	<ul style="list-style-type: none">○ 診療に従事する勤務医は月100時間未満、年960時間以内(休日労働含む)○ 医師を派遣する病院、救急医療等、臨床・専門研修、高度技能の習得研修などは年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間※ 月の上限100時間を超える見込みがある場合は面接指導や勤務時間のインターバルの確保を義務付け、2~6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されない※ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されない

4月から相続登記の申請が義務化

相続登記は3年以内

相続登記とは、亡くなった被相続人から相続人へ土地や建物などの不動産の名義を変更する手続きのことをいいます。

これまで相続登記をしなくても期限や罰則はありませんでしたが、2024年4月1日より相続による取得を知ってから3年以内の登記が義務付けられ、正当な理由がないのに登記を怠った場合は10万円以下の過料が課されます。それでも10年間届出がなければ、相続の法定割合で分割するものとみなされ、それぞれの所有者に固定資産税が課されます。

また、過去に相続した不動産についても義務化の対象となり、亡くなった方の名義になったままの場合は2027年3月31日が登記の申請期限となります。

さらに2026年4月からは土地の所有者の住所や氏名が変わった場合についても2年以内の登記が義務付けられ、怠ると5万円以下の過料が課されます。法人についても対象となりますので本店移転などがあった場合は注意が必要です。

登記を怠ると罰金だけでは済まない問題も

相続登記を放置すると相続人が増え続け、複雑化すると「不動産の売却や担保設定ができない」、「誰が相続しているのか調べるのに時間と費用がかかる」、「不動産の荒廃により近隣に被害が生じた場合に損害賠償請求される」といった恐れがあります。

期限までに登記できない場合

相続人の数が多く調べるのに時間を要する場合や遺産分割協議がまとまらず、誰が不動産を相続するか決まらない場合は他の相続人の承諾が不要で単独で申告できる「相続人申告登記」という方法で過料を回避できます。(他の相続人の分も含めた代理申出も可、オンラインでも可)

ただし、相続登記が済んだことにはなりませんので不動産を売却したり、抵当権の設定をすることはできません。

定額減税のパンフレットが届いています

令和6年度の税制改正により、令和6年分の所得税で3万円、令和6年度の住民税で1万円の定額減税が実施されることとなりました。

対象となるのは合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）の納税者本人と、その配偶者や扶養親族（16歳未満の年少扶養親族を含む）についても1人につき同額の定額減税を受けることができます。

例えば年収500万円の給与所得者、配偶者（年収90万円）、高校生1人、中学生1人の4人家族の場合の定額減税は所得税12万円、住民税4万円となります。

税務署から給与支払いをしている事業所へ定額減税のパンフレットが届いているかと思います。内容は令和6年6月1日以後に支払う給与や賞与から徴収する源泉所得税から定額減税を行い（月次減税事務）、最終的に年末調整時点での所得や扶養親族の状況等で精算を行う（年調減税事務）というものです。

事業所は所得税については毎月の給与等から減税（引ききれないときは次月以降も順次控除）し、住民税については定額減税後の金額を給与から徴収することになります。

パンフレットのとおりに従うと事業所は国に代わって従業員ごとの収入や扶養の状況を把握し、毎月定額減税の事務処理を行い、就職等により扶養の状況が変わり、減税しすぎた場合は年末調整で従業員から徴収しないとはいけません。

減税はうれしい話ですが、国の代わりに煩雑な事務処理を押し付けられ、誤りがあれば年末調整で従業員に文句を言われながら徴収しなければいけないのはご免です。そうしたトラブルを避けるためにも（原則は年末調整による一括減税は認められていませんが）当事務所では毎月の定額減税は行わず、年末調整で精算する方法をお勧めします。

はしやすめ

「酒は百薬の長」は本当？



満開の桜の下、気兼ねなくお酒が飲める日常が戻ってきました。お酒好きの免罪符である『酒は百薬の長』という言葉は、中国古代の史書「漢書」に出てくる一節で、酒は適量を飲めばどんな薬よりも効果があるという意味です。

適量のお酒を飲むと血行促進、食欲増進、ストレス緩和などの効果が期待できます。実際にお酒を飲むと血中のHDL（善玉）コレステロールを増加させ動脈硬化を抑制する働きがあります。また、理性を司る大脳新皮質の働きを鈍くし、感情や衝動が活発になりますので、普段は人前で上手く話せない場合でもお酒の力で緊張がほぐれてコミュニケーションを促進してくれます。

さらにはお酒を全く飲まない人と比べると心臓病・脳梗塞・糖尿病・認知症などの発症リスクが低いという研究結果も報告されています。

ただし、あくまでも適量のお酒を飲んだ場合です。飲み過ぎると先ほどの心臓病・脳梗塞・糖尿病・肝臓病などの発症リスクが増大します。

では適量とはどの位を指すのかというと、厚生労働省が示している日本人の1日あたりのアルコール摂取量は「純アルコール量20g以下」が良いとされています。

$$\text{計算式は } \boxed{\text{純アルコール量 (g)} = \text{酒量 (ml)} \times \text{度数 (\%)} \div 100 \times 0.8}$$

お酒の種類でアルコール度数が異なりますが、20g以下になる量は下記のとおりです。

- ビール（アルコール度数 5%）は500ml【中瓶1本】
- 酎ハイ（アルコール度数 7%）は350ml【缶1本】
- ワイン（アルコール度数12%）は200ml【グラス2杯】
- 日本酒（アルコール度数15%）は180ml【1合】
- 焼酎（アルコール度数25%）は100ml【グラス0.5杯】
- ウイスキー（アルコール度数43%）は 60ml【ダブル1杯】

※高齢者や女性、飲酒習慣のない人はこれよりも少ない飲酒を推奨しています。

冒頭の言葉には続きがあり、鎌倉時代末期に活躍した歌人の吉田兼好は、日本三大随筆の徒然草の中で「百薬の長とは言えど、よろずの病は酒よりこそ起れ」と書いています。昔も今も「お酒の飲み過ぎは万病の元」と分かっちゃいるけど止められないようです。健康だからこそ楽しいお酒が飲めるのを忘れなく。

税務まめ辞典

交際費から除外される飲食費の金額基準

取引先や社外の方と飲食をした場合は「交際費」として計上します。資本金1億円以下の中小企業の場合、年8百万円までは全額損金で計上できます。

これまで1人あたり5千円以下の飲食費については交際費から除外されていましたが、税制改正により令和6年4月1日以後に支出する飲食費については1人あたり1万円以下（税抜経理処理の場合は税抜後1万円以下）に引き上げられました。

例えば税抜経理処理をしている自社の社員2名、取引先3名の計5名で飲食し、飲食代が1軒目税込5万5千円、2軒目が税込6万円だった場合、1軒目の分は1人あたり税抜1万円となるので交際費から除外され「会議費」などで計上します。2軒目の分は1人あたり税抜で約1万9百円となり、1万円を超えますので「交際費」として計上することになります。

金額の基準は1店舗ごとに判定しますので、受領した領収書の裏に接待をした相手先名や参加した人数を記載しておく必要があります。

除外される交際費の範囲はあくまでも「飲食費」のみです。飲食店やスナック以外でも購入した弁当や出前、ケータリングサービスなども対象となります。

ただし、贈答品やゴルフ場での飲食費（接待ゴルフが目的のため）、飲食に伴うタクシー代などは対象となりません。

なお、交際費の合計が年8百万円以下になる中小企業の事業所については会議費等に区分せずにすべて交際費で計上して構いません。